

成年後見登記の証明書に記載される事項が変わりました(平成30年12月1日から)

成年後見登記の証明書の記載事項に係る省令改正について

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令が、平成30年10月1日に公布されました(施行日:同年12月1日)。これにより登記事項証明書の記載事項が次のように変わりますのでお知らせします。

- ・ **登記事項に誤りがあって、これを訂正した場合、訂正前の登記事項は記載されません。**
- ・ **申請によって、成年被後見人等の住所等が変更された場合においても、特別の請求がない限り、変更前の登記事項は記載されません(住所等の変更履歴を必要とする場合には、登記事項証明申請書に必要とする理由の記載を要します)。**

省令改正前, 改正後の登記事項証明書の比較

改正前・イメージ

証明書の見本

登記事項証明書 【後見】

後 見

後見開始の裁判
【裁 判 所】 東京家庭裁判所
【事件の表示】 平成 30 年 (家) 第〇〇号
【裁判の確定日】 平成 30 年 10 月 15 日
【登記年月日】 平成 30 年 10 月 17 日
【登記番号】 第 2018-〇〇号

成年被後見人
【氏 名】 法務花子
【生年月日】 昭和 元 年 1 月 1 日
【住 所】 東京都千代田区九段南〇丁目〇番〇号
【本 籍】 東京都千代田区九段南〇丁目〇番地

【従前の記録】
【氏名変更日】 平成 30 年 10 月 23 日
【登記年月日】 平成 30 年 11 月 22 日
【変更前氏名】 後見花子
【本籍変更日】 平成 30 年 10 月 23 日
【登記年月日】 平成 30 年 11 月 22 日
【変更前本籍】 東京都千代田区九段南 △丁目 △番地

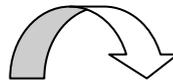
成年後見人
【氏 名】 後見太郎
【住 所】 東京都千代田区九段南〇丁目〇番〇号
【選任の裁判確定日】 平成 30 年 10 月 15 日
【登記年月日】 平成 30 年 10 月 17 日

【従前の記録】
【住所変更日】 平成 30 年 11 月 1 日
【登記年月日】 平成 30 年 11 月 22 日
【変更前住所】 東京都千代田区九段南 □丁目 □番 □号

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。
平成 30 年 11 月 30 日

東京法務局 登記官 登 記 一 郎 印

【証明書番号】 2012-0100-00001 (1/1)



改正後・イメージ

証明書の見本

登記事項証明書 【後見】

後 見

後見開始の裁判
【裁 判 所】 東京家庭裁判所
【事件の表示】 平成 30 年 (家) 第〇〇号
【裁判の確定日】 平成 30 年 10 月 15 日
【登記年月日】 平成 30 年 10 月 17 日
【登記番号】 第 2018-〇〇号

成年被後見人
【氏 名】 法務花子
【生年月日】 昭和 元 年 1 月 1 日
【住 所】 東京都千代田区九段南〇丁目〇番〇号
【本 籍】 東京都千代田区九段南〇丁目〇番地

成年後見人
【氏 名】 後見太郎
【住 所】 東京都千代田区九段南〇丁目〇番〇号
【選任の裁判確定日】 平成 30 年 10 月 15 日
【登記年月日】 平成 30 年 10 月 17 日

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。
平成 30 年 12 月 7 日

東京法務局 登記官 登 記 一 郎 印

【証明書番号】 2012-0100-00001 (1/1)

